

令和7年度宇治市民文化芸術祭 実施要項

応募（郵送・eメール・持参による受付） 受付期限：6月20日（金）消印有効

1. 趣旨・目的

宇治市民文化芸術祭は、市民の自主的で創造的な文化芸術活動の成果の発表を通じて身近に文化に触れることが出来る祭典です。地域や世代を越えた市民相互の交流と「歴史文化都市」宇治の新しい文化創造を目指して開催します。

2. 主催

宇治市／宇治市民文化芸術祭実行委員会／宇治市文化会館 指定管理者アクティオ株式会社／宇治市芸術文化協会

3. 会場

宇治市文化会館（大・小ホール）、中央公民館

4. 日程

令和7年10月25日（土）／26日（日）

5. 種目

展示の部（例）・ ・ 書道、手工芸（てまり・パッチワーク等）、陶芸、木工芸など

舞台の部（例）・ ・ 10月25日（土） 大ホール 洋舞など

小ホール 吟詠、謡曲、民謡など

10月26日（日） 大ホール 合奏、大正琴、バレエ、三曲など

小ホール 日舞、合唱など

※記載している種目は一例です。種目についてのご質問は、宇治市芸術文化協会（TEL22-6070）までお問合せ下さい。※出演日・出演時間・出演ホールなどは、参加数等の状況を考慮して決定します。

6. 参加資格

宇治市内在住・在勤・在学または、市内を拠点に活動する団体やサークル（宇治市民が概ね2分の1以上で構成されていること）。舞台の部は複数名を原則とします。

7. 参加料

展示の部 … 1人300円。

舞台の部 … 1人500円。またホール使用料として1団体につき大ホールは5,000円、小ホールは4,000円。

8. 参加条件

展示の部

- ① 1人1点を原則としますが、小物の場合は数点を1セットとして出展できます。書道は半切程度・表装が必要です。
- ② 代表者は必ず会議に出席していただきます。出席されない場合は、参加できないことがあります（代理可）。
- ③ 展示作品搬入は会期の前日、搬出は会期の最終日です。出展者が各自責任を持って搬入を行ってください。会場の設営、撤収などの運営にも参画していただきます。

舞台の部

- ① 1団体で確保できる出演枠は1つです ※この項目を検討したい
(参加料を2団体分支払っても2つの出演枠は確保できません)。

- ② 各団体の代表者は会議に必ず出席していただきます。出席されない場合は参加できないことがあります（代理可）。
- ③ 受付、司会等その他の運営にも参画していただきます。
- ④ 申込み団体数が多い場合、抽選等で出演団体を決定する可能性があります。
- ⑤ 1 団体、原則 20 分の出演時間枠とし、用意するタイムスケジュールに沿って出演いただきます。出演順につきましては、参加団体での話し合いで決定します。

9. お茶席

会場・・・文化会館（予定）

日程・・・令和7年（2025年） 10月25日（土）煎茶（予定）
10月26日（日）抹茶（予定）

10. 来場者参加型事業

会場・・・宇治市文化会館、中央公民館

日程・・・令和7年10月25日（土）、10月26日（日）

内容・・・クイズラリー、文化芸術団体等によるワークショップなど

11. 開催内容広報

会場・・・近隣施設など 日程・・・令和6年9月下旬から10月上旬頃（1日）

内容・・・宇治市民文化芸術祭来場者増加を目指し、文化芸術団体等による広報コンサートなど

12. 参加事業

<趣旨>

市民文化芸術祭参加事業は、自主的な文化事業を支援するために、各種目の文化団体などが自主的に企画運営し、開催する事業を市民文化芸術祭の一環として位置付け、支援するものです。

<対象期間>

年間を通して対象とします。

<対象事業>

市民文化芸術祭に参加資格のある団体が本事業の趣旨に即して開催するもの。

ただし、個々のサークルやグループの日常的な活動に類するものは除き、流派や習熟度合いを越えて広範な宇治市民の文化芸術活動を包括する内容であることが必要です。

<開催にかかる条件>

- ① 主催者は実施する団体となります。
- ② 事業の名称に「宇治市民文化芸術祭参加事業」の冠をつけてください。
- ③ 特定の流派名や個人名を冠することは出来ません。
- ④ 会場は市内の施設に限ります。

<事業助成内容>

対象事業は市民文化芸術祭の一環として広報されるほか、実行委員会から別に定める助成金などを受け取ることが出来ます。

<令和6年度参加事業>

宇治市民いけばな展	6月22日～23日	宇治市植物公園
フェニックスコンサート	9月29日	宇治市文化会館
第52回宇治市民絵画展	11月7日～10日	中央公民館
第40回宇治市民写真展	12月6日～8日	宇治市産業会館